法律第三十号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第四十一条」に、「第二節　認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置（第四十条―第五十条）」を「第二節　認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置（第四十条―第四十七条）　第三節　認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置（第四十八条―第六十条）」に、「第三節」を「第四節」に、「第五十一条―第五十五条」を「第六十一条―第六十五条」に、「第五十六条―第六十五条」を「第六十六条―第七十五条」に、「第六十六条―第七十三条」を「第七十六条―第八十六条」に改める。

第七条第十項中「民間事業者」を「、民間事業者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項第二号中「第四十四条」を「第五十四条」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　この法律において「民間中心市街地商業活性化事業」とは、中心市街地における商業の活性化を促進するために行う次に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。

一　展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業

二　小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業

10　この法律において「中心市街地特例通訳案内士育成等事業」とは、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、中心市街地における経済活力の向上を図るため、第三十六条第二項に規定する中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業をいう。

第七条に次の一項を加える。

13　この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。

第八条第二項第七号中「特定商業施設等整備事業」の下に「、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を加え、「商業の活性化」を「経済活力の向上」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

第八条第四項中「第五十六条」を「第六十六条」に改める。

第九条第二項第五号中「特定商業施設等整備事業」の下に「、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を加え、「商業の活性化」を「経済活力の向上」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第二項に掲げる事項」を「第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。）及び都道府県公安委員会の同意を得なければならない。

9　市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。

第九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「方針」の下に「に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。

第十条第一項中「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「前条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第十一条第二項中「第九条第五項から第十二項まで」を「第九条第六項から第十五項まで」に改める。

第十二条第一項中「第九条第七項」を「第九条第十項」に改める。

第十三条第一項中「第九条第七項各号」を「第九条第十項各号」に改め、同条第三項中「第九条第十項」を「第九条第十三項」に改め、同条第四項中「第九条第十項」を「第九条第十三項」に、「同条第五項」を「同条第六項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第七項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「（以下「機構」という。）」を加える。

第十七条第一項中「第九条第七項」を「第九条第十項」に改める。

第十九条中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「第七十一条」を「第八十二条」に改める。

第七十三条中「前三条」を「第八十条、第八十二条第一号若しくは第二号又は前条」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十二条中「又は第五十条」を「、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十一条に次の三号を加える。

三　第三十六条第七項の規定に違反した者

四　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

五　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十一条を第八十二条とする。

第七十条の前の見出しを削り、同条第一号中「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二号中「第五十五条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同条を第八十条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条第六項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により中心市街地特例通訳案内士の登録を受けた者

三　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者